

令和3年度中小企業競争力強化促進事業募集のお知らせ

北海道では、「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例」に基づき、道内の中小企業が新分野・新市場への進出に取り組むために要する経費の一部を補助する令和3年度中小企業競争力強化促進事業の募集を次のとおり実施します。

1 募集事業

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ○マーケティング支援事業 | ○コンサルタント等招へい支援事業 |
| ○産業人材育成・確保支援事業（育成事業） | ○テレワーク導入支援事業 |
| ○市場対応型製品開発支援事業 | （産業人材育成・確保支援事業（確保事業）） |

2 対象者

新分野・新市場への進出等に取り組む道内の中小企業者等

（共同研究開発については、道内の中小企業者等が構成員の1/2以上を占めるグループ）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・新分野への進出とは、中小企業者等の事業が属する日本標準産業分類における小分類項目以外の小分類項目に属する事業に進出するもの。・新市場への進出とは、中小企業者等が保有する製品等を新しい市場（新しい顧客）に売ることなど、道外及び海外市場の開拓やシェア拡大など。・新分野・新市場への進出等には、新事業展開（新商品の開発・生産、サービスの開発・提供などの新たな事業活動）等を含む。 |
|---|

3 募集期間

令和3年4月21日（水）～ 令和3年5月31日（月）【17時必着】

4 応募方法

令和3年度中小企業競争力強化促進事業募集要項をお読みの上、中小企業競争力強化促進事業計画書及び添付書類を提出願います。

応募書類の様式及び募集要項は、当センターのホームページからダウンロードできます。

ホームページ <https://www.hsc.or.jp> 【支部では受付しておりません】

※必要書類は電子媒体でご提出いただくもの、紙でのご提出でも良いものの2種類があります。

詳しくは募集要項をご確認願います。

※J グランツ経由での電子申請も受け付けております。

5 スケジュール ※事業期間は、令和3年4月1日から令和4年3月15日までです。

令和3年				令和4年	
● 4/21	● 5/31	● 7月上旬～中旬	● 7月末	● 3/18	● 3月末
募集開始	募集終了	審査会	採択・交付決定	実績報告	補助金交付

6 提出先（問い合わせ先）

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

TEL 011-232-2403 FAX 011-232-2011 ホームページ <https://www.hsc.or.jp>

◆道南支部 〒041-0801 函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内 TEL 0138-82-9089（高橋）

◆十勝支部 〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地1 帯広商工会議所内 TEL 0155-67-4515（塚崎）

◆釧根支部 〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内 TEL 0154-64-5563（加来）

◆道北支部 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号旭川サ-ポ-ル内 TEL 0166-68-2750（澤村）

◆日胆支部 〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内 TEL 0143-47-6410（中屋）

◆林-ツ支 部 〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内 TEL 0157-31-1123（佐々木）

【事業メニュー】

事業名	対象経費	補助限度額	補助率
①マーケティング支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う市場調査や展示会等（道内において行われるものを除く。）への出展に要する経費 ※オンライン展示会の場合は 国内実施(上限 100万円)扱いとなります	国内実施 100万円 国外実施 200万円	1 / 2 以内
②コンサルタント等招へい支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング等のコンサルタント等の招へいに要する経費 ※オンラインによるコンサルティングも対象となります	100万円	
③産業人材育成・確保支援事業（育成事業）	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に要する経費	50万円 (1人当たり)	
④テレワーク導入支援事業 (産業人材育成・確保支援事業（確保事業）)	新分野・新市場への進出等に資する人材確保のために行う情報通信技術を活用した就業場所や時間にとらわれない働き方の導入に要する経費	60万円	
⑤市場対応型製品開発支援事業 (一般)	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	300万円 (うち市場調査等に要する経費 200万円)	
⑥市場対応型製品開発支援事業 (特定産業分野)	立地企業との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	500万円 (うち市場調査等に要する経費 200万円)	
⑦市場対応型製品開発支援事業 (共同研究開発)	道内において構成員が1 / 2以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等の為に大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	500万円 (うち市場調査等に要する経費 200万円)	

(注) 市場対応型製品開発支援事業の特定産業分野及び共同研究開発については、リサイクル・リデュース・リユース分野に関する開発は対象外です。

(注) 事業の併用はできません。

【留意事項】

- ・申請内容を審査の上、採否を決定します。
- ・市場対応型製品開発支援事業の申請者は、審査委員会において電話等により助成事業計画の質疑応答を行う予定です。マーケティング支援事業、コンサルタント等招へい支援事業、産業人材育成・確保支援事業については、書面にて審査を行います。
- ・同一年度において、当該事業の内容の全部又は一部を対象として、国（独立行政法人を含む。）又は道の補助金が交付される場合、補助の対象とすることはできません。
- ・採択された場合、申請者名、申請者所在地（市区町村）、事業テーマは公表されます。